



## 保護率低下、却下率の高さ認識も指導なし 県「反省している」 桐生市生活保護問題 / 健康福祉常任委

桐生市で違法な生活保護行政が常態化していた問題で、大沢綾子県議が6月10日の健康福祉常任委員会で、県の姿勢をたどしました。

大沢県議は、同市の保護開始の申請件数が2012年度から2022年度にかけて半減し、申請却下も20%～48%と、県全体で見ても高い割合で推移していることについて、県の一般監査でどう認識していたのか質問したのに対し、県は、「保護率の低下は認識をしていた」と述べる一方で、「全部の記録を見ているわけではないので、うまく指導していくところが欠けていたと反省をしている」と答弁。また、この中で、1月～2月に実施した特別監査の結果が間もなく出ることを明らかにしました。

大沢県議は、「こうした数字は今回のような違法な実態を明らかにしていく入り口だった。ここを問題視しなかったことが違法な状態を続けさせてしまったのではないかと指摘し、徹底した真相解明で、検証と再発防止へ努めるよう求めました。

### ◆警察OB配置 / 暴力団とは無関係の市民の相談にも同席

国の補助事業による福祉事務所での警察OB配置について、県は「暴力団員等の対応を適切に行うために配置をするもの」であり、雇用するかどうかは福祉事務所で考えるものだとしています。

大沢県議が、暴力団関係者ではない市民の相談面接や就労相談の場に同席し、威圧感や不安を与えているケースを紹介し、「こうした中で、水際作戦等が相当行われてきたのではないかと指摘したのに対し、県は「(警察OBは)日常から市民の相談にも乗っている。相談の経験がある」「人が足りない時に面接に同席することはありうる」と答弁。大沢県議は、「生活保護行政は市民の生存権を保障する業務。専門的な知識やスキルを持った職員こそ増員して相談業務に充てるべきだ」と強調しました。

### ◆職員研修 / 人権尊重重点に取り組み強化へ

再発防止の観点から職員研修の在り方についてたどした大沢県議。「職員1人ひとりが憲法と生活保護法を守り、人権意識をもって業務にあたっていたらこうした事態は起こらなかった」と指摘。県も「おっしやる通り。被保護者の立場に立った対応が足りなかった部分があると考えている」との見解を示し、ベテラン職員を含め、研修で人権の尊重に重点を置いた取り組み強化に努めると答えました。

## 県が特別監査の結果を公表 / 分割支給の違法性認める

この問題では県が6月21日、1月から2月にかけて実施した特別監査の結果を公表しました。

保護費を当月内に全額支給していなかったのは、生活保護法第31条2項に違反する、一度支給した保護費を市が預かっていたのは、地方自治法第235条の4第2項に違反すると認定しました。また、過度な分割支給があったことを認める一方で、市が保管している認印の使用については特定が困難だとしました。新たに判明した事案として、▽窓口支給日と異なる日付を受領簿に記載▽行方不明の親族名で提出された「扶養届」で収入認定一を指摘。申請権の侵害が疑われる事案や、仕送りの強要が疑われるもの・実態が把握できない事案が多数あり、こうしたことが申請数や保護開始件数の減少につながったとしています。

そのうえで、県は桐生市に是正改善の措置を講ずるよう指示するとともに、再発防止に向けた県独自の取り組みとして、「(監査で)権利侵害につながりやすい項目については、検査数を大幅に増やし、要保護者の生活維持の観点を重視した監査を行う」などとしています。